

議会運営委員会会議録

令和元年12月19日(木)

(開 会) 18:59

(閉 会) 19:04

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 川上直喜議員に対する懲罰動議の取り扱いについて

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 18:59

再開 19:00

委員会を再開いたします。

川上議員に対する懲罰動議が、道祖議員ほか4名から提出されております。本案につきましては、議員5名で提出されておりますので、飯塚市議会会議規則第154条第1項の要件を満たしております。本動議について、補足説明を受けるため、本委員会として、道祖議員に出席を求めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、道祖議員に出席を求めることに決定いたしました。

道祖議員、提出者席へご移動ください。

提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○道祖議員

大変時間をとっていただきありがとうございます。本会議場でも述べましたけれど、地方自治法132条の規定に基づき、私が本会議場の中で二枚舌という侮辱を受けましたので、135条の2項にしたがいまして、川上直喜議員に対する懲罰動議を提出させていただきました。

よろしくご配慮をお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「本動議の取扱い」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

地方自治法第134条第1項に基づきます懲罰動議につきましては、同条2項及び会議規則第154条の規定により、4名以上の発議者が必要となりますが、ただいまの動議はその要件を満たしております。よって、ただいま議員提出議案第10号の審議を行っておりますが、こ

の審議が終了した後に、「川上直喜議員に対する懲罰動議」を日程に追加し、ただちに議題とすることについて、お諮りいただいております。なお、川上議員は地方自治法第117条の規定に基づき除斥となります。

これが可決されましたら、ただちに議題とし、発議者を代表して、道祖議員から提案理由説明を行っていただきます。その後、川上議員が一身上の弁明の機会を求められておりますので、一旦入場いただき、ここで発言いただいた後、退場いただきます。その後、懲罰動議につきましては、会議規則第155条の規定により、委員会に付託することとなっておりますので、本会議を休憩し、その取扱いを協議いただくこととなります。

なお、日程追加が否決された場合におきましても、議事そのものは残っておりますので、本日の議事日程の最後に議題とすることとなります。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「本動議の取扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。